

伊賀市告示第 146 号

伊賀市観光振興検討会議設置要綱を次のとおり定める。

平成 23 年 8 月 12 日

伊賀市長 内 保 博 仁

伊賀市観光振興検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市観光振興ビジョンの策定にあたり、専門的な見識を反映させ、より有効性の高い観光振興施策を検討するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条に基づき、伊賀市観光振興検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(設置期間)

第 2 条 検討会議の設置期間は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(所掌事務)

第 3 条 検討会議は、第 1 条の設置目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 伊賀市観光振興ビジョンの検討に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 検討会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 観光振興に関し識見を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、第 2 条に定める設置の期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、産業建設部商工労働観光課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年8月25日から施行する。